



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年9月22日(木) 号外(第4号)

目次

	ページ
告示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○同	2
○同	2

■ 告 示

◎群馬県告示第218号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字三島字根古屋4295-7(以上1筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第219号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字三島字根古屋4667-2、4670-2、字舟ノ沢4756-12、4756-13(以上4筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第220号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字岩下字石上1038、字久々戸1120-1(以上2筆民有林について次の図に示す部分に限る。)、1122-5、1122-6、1122-7、1122-8、大字松谷字久々戸164-3、164-7、164-9、164-11(以上8筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
